

深く関係したものであるが、今その解説をなすにあたって、十分に当時の立場にもどることもできず、また純粋に客観的な立場に立つこともできなかつた。解説の記述に立場上あいまいなものがあるという批評は免れないものと自ら感じている。

字体の構成

字体の正しさをいうためには、1字の完全な構成を論ずるのは当然のことであるが、また、(1)その字体を構成する要素として、部分的な形、1字の中で小さなまとまりをなすと認められる形をとり出して、多くの字に共通し、または共通しない形を確定すること、さらに、(2)それらの部分を組み立てている点画について、どれだけの基本的な点画を認めて、どのような点画の組み合わせが用いられているかを確定することが必要であろう。

次に、字体部分と基本的な点画について述べることにする。

字体部分

文字については、1字1字というものを別々にとり出すことが比較的容易である。単語というような単位がなかなか一律には切り出せないのと違って、文字は機械的に1字1字切り離せる。ことにわれわれの漢字やかなは、1字1字がその領分として等面積を占めるものと考えられている。原稿用紙には1字1字のためのます目が切っており、また活字がどれも同じ大きさで印刷されて少しもおかしくない。そしてその等面積の上に表わされる字形は、一つ一つあるまとまりをもって構成されている。多くの文字配列の中で一字を切り離すことができるとともに、ある一字だけをとって見ても、それが一字であることはほぼ明らかなのである。

漢字についてその1字が、どのようなまとまった構成を持っているか。分解すればたちまち材料としての点画一つ一つに帰してしまうような、単純な

形をもっているものもあり、まず二つ、また三つ四つの部分的なまとまりに分けることが容易にできるものもある。かように、字体を構成している部分的なまとまりを字体部分とよぶことにしておくと、字体部分は字体を構成する要素であると言いかえることができる。しかし、この字体部分は、どの字について見ても同じように析出できるものではない。また、まとまりという感じで切りとられるものも、見方によっては、大きくも小さくもなる。一つの字体部分の中にさらに小さな部分が見いだされ、字体部分の複合がさらに大きなまとまりをなす場合があって、どれが字体構成上の最小要素であるかは、なかなか決めることが困難である。しかし、ある程度は、視覚的にそれ自身がまとまりをもつこと、またそれだけで1字として現われたり、他の字体部分複合に共通の部分として現われ、または現われなかったりすることによって、決めていくことができるであろう。『ことばの研究』（国立国語研究所論集1）に収めた筆者の論文「漢字の字体と正誤」の付録「字体部分一覧」はその試みの一つである。

字形引きの字書における部というものは、それぞれ共通の字体部分を持つ字のグループであり、部首というのはそれぞれのグループの共通形を代表する字形である。しかしそれらは、だいたい字源的観点から、多くの字を分類する目印になるものだけをあげているのであって、たとえば『康熙字典』の214部が、すべての字体部分を、もうらしているわけではない。そして部首の中には、それ自身も部分の複合であるものもある。

字体部分の複合のしかたには、いくつかある。

(一) 接 合

- (1) 接触しているもの（丙＝一内， 再＝一冉， 足＝口止）
- (2) 癒合しているもの（長＝𠂇𠂇， 戔＝土戈， 隶＝𠂇水）
- (3) 重なり合うもの（雀＝宀佳， 東＝木日）

(二) 連 合

- (1) 直接に並ぶもの（𠂇， 𠂇， 青）

(2) 間接に呼応するもの(衣, 狛, 行)

また, 直接に複合するもの(1)は, 相互の位置の関係から,

(a) 上下(企, 学, 夂, 哥)

(b) 左右(舛, 門)

(c) 内外(固, 間, 句, 建, 広)

すでに, へん, つくり, かんむり, あし, かまえ, たれ, にょう, というような, 字体部分についての便利な分類があるが, これは, 他の部分との位置関係でもあり, ある一字についての関係位置でもあって, いわゆる部首を整理するには足りるけれども, 字体部分をもうらしようとするには, 都合のわるい面がある。左右に並ぶものは「へん」に対して「つくり」があるとしてよかろうが, 「かんむり」のおおうもの, 「あし」のいただくものについては, 特に名称がないのである。それならば, 上下, 左右, 内外などの位置関係を表わすことばで, 関係位置を表わすことにしたほうがよさそうに思われる。ただし, 以下の記述では, 古い名称もきらわれないことにする。

さて, 1字の構成と意味との交渉であるが, 1字が字体部分の複合から成っていたとしても, 複合語がより小さな要素に分解される時のようには, 字体部分に部分的意味を分担させることはできない。形声字のある部分が, その字の表わす語の「意味」に直接には関係がないということは, いうまでもない。会意字にあっても, その一々の字源に應ずる部分は, 今日の語の意味とはほとんど無関係であって, 字源は, 字形を記憶するための手がかりとしては有効であるが, 実際の意味のためには, 普通には意識されないし, 意識されないでも一向にさしつかえはない。

「家」が, 屋根と家畜から成っていても, それはわれわれの「いえ」の観念には全く縁が遠い。「公」と「私」との間に, ある共通性を認めることはできるが, それが今日の「公」の意味をささえているとは考えられない。日本語としては, 語源の「大宅」(おおやけ)にもどれば, 語を複合の要素に割ることができるが, それは漢字の「公」の部分と関係のないことはいうま

でもない。「公」は「家」とともに、全1字として、今日では部分に割って示すことのできない意味の要素にあたっているというべきである。漢字には、極端には、その1字が分担する意味の部分が明らかでない場合さえある。

「抵抗」はそれほど読み書きにむずかしいことはなからうが、「抵」だけについて意味を説くことは、多くの人にとってむずかしいことである。

かようにして、字体部分に、その字の現代の意味の部分を分担させることは、困難であるといえる。したがって、字体部分の意味は、字が語の意味へ連合する時の手がかりとして役に立つ限りで考えられるべきもので、しかも実際、意味を考えることは必ずしも有効ではないのである。

「東」の字は、太陽が木にかかっている形として説かれることで有名である。この『説文』の説は、今日の甲骨文字研究からいえば当たっていないと言われるけれども、この説を一度聞くと、この字を「木」と「日」との2部分の重なり合いと見ることは、たやすくいつでも思い出せる。これを「木」と「日」との二つであると思ったところで、「東」の字の今日の字体にはほとんど影響がないが、それは、甲骨学によってその説が正されたところで変わりはない。

「東」は音符として「凍」の部分に用いられるが、また「陳」の部分に用いられるのは、形声のためでもなく会意のためでもない。「陳」においてその「東」の形は、『説文』によれば「申」と「木」との癒合したものである。その説によらなくても、これを「ひがし」に関係づける説はない。すなわち別字源の字体部分が、たまたま似ていた「東」の形に統合されたのであるが、これはすでに古く小篆てんの時代のことである。また後に、ある意味については「陳」から「陣」の字をも分化した。

字体表では新たに、「錬練欄」が「東」を部分として持つことになった。その従来の音符「東」の2点が1画に融合したからであるが、その習慣は、はるかに六朝には成立していたのであって、『干祿字書』では「諫」につき「諫」を通としている。

形声字の表音的性質は、それが同系字を多く持つ時は尊重してしかるべきである。たとえば「反」という形は、単独の「反」のほかに4字の部分となってハン、1字の部分としてヘンの音にかかわっている。そこに「仮」がカの音で加わるのは、系統を乱すものということもできるのである。ただし、俗字として用いられる時、従来も表音価値を疑われてはいなかった。(326ページ付記)

字体部分は、1字の構成の中に現われる位置によって、多少変化した形をとる場合がある。これを同一の字体部分と認めるのは、全体印象が、または点画構成の型が似ているからでもあり、また、字源的に同一のものから発していると考えられるからでもある。同一の字源形式、同一の字体部分と認められる形を、字体部分の変わり型ということにしよう。字体部分の変わり型には、単に、それを構成する一部の点画の変形によるだけのものもあるが、また総体が大きく変形するものがある。基本的な点画の変わり型については、後に別に説くこととし、ここには、総体的に大きく変わった字体部分の変わり型にふれておく。

字源から論ずれば、「令」の「人」と「仁」の「イ」とは、ともに「人」の変わり型というべく、したがって字典では、同一の人部の中に「令」をも「仁」をも収めているわけである。しかしこれらは、本来、画の簡単なものであるために、単に位置による分担であるにもかかわらず、字源を知らない限り、同一のものの変り型とは認めるのが容易でない。「手一扌」「水一氵」「火一灬」なども同様の例であって、近来新しく字形索引をくふうした字書では、これらを別部に分立しているものがある。

しかし、「木一朮」「艹一竹」「足一跬」「食一食」などは、その小さな一部分だけが異なっているものであることが明らかであって、これを変り型と認めるのが比較的容易である。もちろん、「火一灬」の類と、「竹一艹」の類との間に、はっきりした一線をひくことはできないが、ひととおりは両方

に分けて考えられるであろう。そして問題になることは、小異を同一原形に帰する一方で、同じく字源主義の立場から、形の上の小異を重視することである。太陰に由来する「月」と、舟に由来する「月」とは康熙字典では同一の月部に収められながら、従来個々の字体では区別されていた。すなわち「朗」と「勝」とのように。また、肉に由来する「月」は、へんで「月」、つくりで「目」であった。この、へんにおける月・舟・肉は、微細な差異しか持っておらず、かつ、これらのへんを持つ字でつくりを共通にするもの、すなわち、へんでなければ区別できないものは、当用漢字中には一組の例も見ないのであって、字体表では、これらのへんを同形に統一したのである。なお、「青の円」までを「月」にしたのは、部分として類形のない「円」よりも、類形の多い「月」の方へひきつけたものである。

「火灬」は、従来同部に属して、その位置によって形の異なることを学者は疑わなかったものである。ところで、字体表には、従来同一字源、同一形であったものを、新たに2様に書き分けることにしたものがあつた。たとえば、簡単な画では「躍」と「習」の「羽」、複雑な画では「弘」と「沸」との「弗」、「独」と「濁」との「蜀」などである。

「羽」は従来、「羽」の形であったのを、筆写における通俗の書き方（戦前の文部省活字では「羽」の形であった）から、活字の形にまとめられたのであるが、その「㇇」を両翼に持つ形は、「羽」が部分として小さく現われるときには黒みを増すことになると考えられ、「雨」の点がかんむりでは「𩇛」になるように、「躍躍」の場合、書の習慣をとって「ヨ」を並べた形にされた。黒さの点では、むしろ「翼」の方が問題であるが、「翟」では羽に關係のあるという知識が必要でないのに、「翼」では羽の意味が明らかであるという意味上の考慮があつて、「羽」の形が保存されたのである。地理調査所の『地図用文字』では、かえつて、上部分にくる「羽」をすべてヨの形に統一することにしてゐる。この字体表のきめは、いずれにしても不統一の印象を与えたようである。

「仏払沸」「独触濁」また「母毎」については、前に述べた。「才財材閉」については、単独の場合には「ノ」がたて画と交わり、部分に用いられた場合には交わらないという区別ができた。これは単独または下部分の「女」と女へんの「女」との別に似ている。先にしるしたように「才」を「弋」と書くことも、筆写では従来行なわれたが、それは「材財」にも往々に及ぶ。右へはねることはともかくとして、「材財」の場合にも「ノ」をたて画に交わせることは、模範にはならないが、筆写について許容の中には入れてもよからうと思われる。

「𠄎」と「𠄏」の別、すなわち、それぞれの第2画が第1画のたての部分と交わるかどうかは、第2画したがって第3画と交わるたて画があるかどうかによってきまる、ということも、字体表での新しい区別である。「𠄏」の形が新たに多く採られたのは、さきに当用漢字表制定の際、「當」「穩」について「当」「穩」の字体をとり、「𠄏」の形で発表されたところから派生した問題である。これは、筆写特に書道の方面での習慣が重んぜられたのであるが、「𠄎」を残したのは、活字設計上の要請との妥協点である。しかし、「𠄏𠄎」の交換は、「𠄎」の場合を除いて一般に許容されてしかるべきであろう。交わるか交わらないかという点は、先にしるした「女」の場合と同様のものであって、正誤として論ずるにあたらぬ。その点では、むしろ「𠄎」で統一しておいても、筆写で「𠄏」を許容することで、さしつかえはなかったとも言えるわけである。

字体の改変、新しい字体の採用にあたっては、同一の字体部分は、いっせいに同一の新しい形に転ずることが望ましいであろう。しかし、字体表では、字源的に同一部分であるものが、別の部分字形に分かれてしまったもの、たとえば「証・澄・燈（補正案では灯）」などがある。これは、字源を知るものにとっては明らかに不統一である。しかし、実際に文字を使う場合に、一々字源を意識する必要のないことは、さきに述べたとおりである。實際上、簡

易な字体がとられてきたについては、同一字源ならばほとんどすべてに類推し及ぼした例もあると同時に、同字源でも、個々の字によって、簡易形をとるものととらぬものとの差が、おのずから生じてもいたのである。字体表の審議にあたっては、字源、系統によって類推統一することは、もちろん原則的に考えられたが、実際にはそれよりも、なるべく世間に通用する形を個々にとることが重く見られたように思われる。ことに、他の字の部分としては簡易化されるべき形が、単独にも現われるような場合には簡易化されなかった例が多くある。それには、たとえば「浜」の「兵」を賓客の「賓」に及ぼすとなれば、「兵」の形が兵隊のヘイとお客のヒンとを合わせることになり、すなわち単なる音符が、意符として2字分の性格を持つようになるが、そのような不都合を排除することも含まれたわけである。

単独の「母」と、もと「母」の形を含んでいた「毎」との場合などでは、「母」への変更が、簡易化という面では効果のそれほど著しくないものであったので、単に、小異を持つ類似形を作り出したに過ぎないとの批評も受けるのであるが、これは「母」を孤立させて、「毎」を「毒」のほうへ統合したものである。部分としての形の変更が、単独の形に影響を及ぼして、単独の形が従来と全く無縁のものになることは避けなければならないし、また逆に、単独の形が変更し得ないからといって、他の字の部分となつての小さい形も変更することができないというものではない。それは一般的には言うことであろう。

変更された新しい字体が、旧字体との比較、旧字体における類形系統との比較から批評されることが多い。しかし、ある面では、変更ということは、新しい系統関係を定めるものであって、新たに文字を覚えるものにとっては、字源の知識を利用するのではない限り、旧字体にもどって考える必要はない。今日の用法を習得するについて、それぞれの字源知識が有効であるような漢字の例は、むしろ少ないといってよいのではあるまいか。いわゆる形声文字でさえも、当用漢字の範囲では、同一の音符をもっている字は、比較的少数

のグループをなすものが多いし、また、日本での現在の字音について見れば、それらの音符がそれぞれ必ず同一の音を表わしているとは限らない。それゆえ、旧字体における「系統」というものは、あまり重い考慮を、すべてにわたって払う必要はないであろう。

ただ、かなづかいのほうでは、現代かなづかいの規則が、旧かなづかいの知識に基づいている点があって、旧体制の知識がなければ現代かなづかいが書けないことに非難がある。これに対して、漢字の字体のほうでは、旧知識への考慮の薄いことが非難される。これは互いに矛盾するような感じがしないでもないが、かなづかいと字体との、性質の違いからやむを得ないものでもあろう。かなづかいのほうは、主として表音的な、単純な法則で一貫することができ、体制変更が比較的簡単にできるのに対して、字体のほうは、もともと、個々の文字について個別的に学習しなければならない、あまり類推のきかないものである。新しいものを学ぶ際、体系の中での類推がきかなければ、できるだけ旧知識を活用し、手持ちの知識を学習の手がかりとしようとするのが自然であって、その点で字体表の実際は、旧知識からの類推の道をあまり重視してないことが非難を受けるわけである。

付 記

(322ページへ)「反」という形は、ハン、ヘンの音に関係しているが、単独の「反」には、ハンのほかに、タンというよみもすでに固定している。このタンとよむ「反」は、「假」から「仮」が出たのと同様に、「段」のおそらく草略に由来するものである。「假」のつくりと「段」とは、古くからしばしば混用されているようで、その草体は互によく似ている。その草化のきわめて進んだのが、「反」の形をとることになったのであろう。今の「反」の字は、元来のハンの「反」と、タンの「段」との、別源の用法を兼ねているものということができる。それは、「台」が、天台の「台」と燈台の「臺」とを合わせているのと同様のことであるが、「台」の両源が同音であるのに、「反」が両源別音を撰している

ところに特殊性はある。もし「芸」が当用漢字としてウノの用法をも認められたのであったならば、この例になるところである。

基本点画

基本的な点画を考えるについて、さしあたってたいせつなことは、それぞれの点画が1字1字の字体の中に位置を占めるのに、筆法に従って付属的要素が加わったり、また組み合わせの環境によって、多くの違った形を示すことである。

点画の付属的要素というのは、点画の始めと終わりとに現われる特別の形である。一つの点画は、それが書かれる時、筆が紙に接触しはじめてから、筆が紙を離れるまでの間に作り出されるのであるが、その接触のしかた（筆のはじめ方）と離れ方（筆の終わり方）とにいろいろの特色が見られる。まず終わり方いわば筆終わりについて見ると、弱い終わり方、たとえば「ノ」などのように、だんだんに離れていくものがあり、また強い終わり方として、単純に止める終わり方、止めてはねる終わり方、止めてながす終わり方などがある。これらは、毛筆の場合に著しく見られる筆使いの形式で、筆がその点画の本体的部分から出るため、または次の点画へ移るために、本体的部分に対する付属的な要素を加えることが多いのである。また、筆のはじめ方いわば筆始めについても同様に、本体的部分にはいるための、弱い始め方や強い始め方がある。それぞれちがった形を現わす。弱い始め方や終わり方では、どこまでが本体的部分で、どこからが付属的要素であるのか明らかでないが、實際上、このようにして筆が紙に接触していた間の形は、実現した一つの点画の、内部のものと認めるべきものである。

これらの付属的要素は、音声連続の際に聞かれる「わたり」のように、臨時の筆勢の現われであるにとどまらず、字体を区別する要素として重視される部分になることがある。たとえば、「干」と「于」とのたて画の筆終わりをはねるかはねないかが、二つの漢字を区別する決定的な条件になっている。

しかし、当用漢字の範囲に限って考えれば、このような付屬的要素が字体部分を識別する唯一の条件になっているというような組はない。「于」は当用漢字ではないし、また歴史的には「汗・汙」のような組が問題になるにしても、当用漢字としては「汗・汚」のように本体部ですでに区別されている。それゆえ、かような付屬的要素の有無を、正誤として問題にする必要は認められない。

漢字の字体の、または字体部分の構成要素である点画は、比較的少数の種類から成っている。しかし、右に述べたように、付屬的要素が加わることや、字体構成上の位置などから、その現われ方にはいろいろの違いが見られるし、また実際に書かれる時には千差万別の現われ方をするものであって、これをなるべく少数から成る単純な一組にまとめるにはいろいろの考え方ができるであろう。ここには、なるべく字源上の観点を排して、もっぱら形を作る上での働きについて、筆者なりの分類を試みることにする。

ある一つの形を基本的な点画とし、それが代表し、それに併合されるべき形を、その変わり画とする。分離と併合については、多少の不統一もあるべく、また不当と評せられるべきものもあるであろうが、字体を考えるための基本の作業として、何らかのまとめはしておかなければならない。

ここにいう基本的な点画とは、音韻や語を扱う方面で音素とか形態素とかという名づけ方をする例からすれば、点画素と名づけてもしかるべきかと思うが、今は基本点画と呼んでおくことにする。また、書法上の問題として、古く、永字八法とか、変化七十二法(『内閣秘伝字府』)とか、百六十法(『紫薇字様』)とかがあって、ここの基本点画の試みに似ている。それらの法のうち、あるものは単なる1点画の形に名づけられているが、あるものは点画の複合の形に名づけられ、あるいは1点画の内部の形に名づけられている。結局筆使いの基本を示したもので、字体に関するものとは言えないが、一致するところはある。また、近く佐藤敬之輔氏の『日本字デザイン』(昭和34年、丸善)に示された「基本線画」は、明朝活字体の構成要素としての点画

また点画の複合について、基本的なものを20個にまとめてある。明朝体の活字設計の指針を与えるものであるが、これも、ある範囲でこの基本点画の考えに一致する。ローゼンベルグの『五段排列漢字典』（大正5年、興文社）で、検索のために24基本線を認めたのも、またほぼ同様のものではあった。以下の記述では、毛筆書道や活字書体にかかわらず、字体の要素として、いわば活字体の骨格としての点画について述べることを主としようと思う。

点画をまず大きく分けて、点と画とにする。画は、折れているもの（角の^{かど}あるもの）と、折れていないもの（角のないもの）とに分ける。

さらに、方向や角度のとり方などによって細分する。

基本点画の一覧は、最後にまとめることとし、以下一つ一つの基本点画について見ていくことにする。

点

点とはいっても、実際には数学上の点とはちがって面積があり、筆のはいつてから出るまでに長さがあり、かつ方向がある。普通には、左上から右下への方向をもっているが、連火の第1点のように左下への方向で止まるものもある。著しい変わり画としては、けいさん冠（一）の第1画のように下に向かうもの、三水、三水の最後画、「ソ」「ツ」の最後画、「佳」の第3画のように、右上または左下へ向かってはねるものがある。また活字の明朝体では、雨冠の中の4点が、短い横線の形で現われる。これらは、他の画との関係において、現われる位置がきまっておらず、互換は習慣上自由でないが、同じ「点」の変わり画と認めてよかろう。すなわち、たとえば、三水は3点をたてに配した形、「ツ」は3点を横に配した形と述べることができよう。

けいさん冠のような形では、当用漢字字体表では、「主」の場合を除いて、すべて変わり画が用いられているが、これらは「主」を含めて、「点の下に横画」と述べることができる。なお、「言」の場合、字体表では初画が短い横画（一）の形をとるが、これを点の変わり画と見ることができれば、筆写

体と連絡させやすい。しかし常識的には、字体表の注意事項がなければ、これを点には併合しにくいものである。雨冠の中の4点は横線で書かれているから、大きな書き文字では、それぞれの右端に横画としての三角の筆押えをつけることにもなり、はっきりした横画にするが、これは「雨」の単独に現われる場合と合わせ考えて、点の変わり画と見るべきである。元来、このせまい場所に黒い点を四つまでおくことを避けるための変わり画だったのである。

画

〔ノ〕 右の点の変わり画のうち、「ソ」「ツ」等の最終画と、その方向や筆終わりのはらい方が似ているが、「ソ」「ツ」等の最終画が、第1画または第1、2画の点との組み合わせにおいて、同様に点と認められるのに対して、「ノ」は右上から左下への長さが必要条件になる。その方向は、「禾重系」などの第1画のように、水平に近くゆるい傾斜になるものもある。筆写の際、「禾重」の頭を「丶」に、「系」の頭を「一」にする人があるが、これは別の点画の代用で、変わり画と見るべきではなかろう。「風」の「ノ」は、代用が許されているが、「千」と「干」とは、標準的な楷書として区別されなければならない。

〔一〕 左から右へ、水平の方向に長さを持つ。「七」や「斗」などでは右上がりになり、また筆写体や活字の宋朝体^{そう}としては、一貫していくぶん右上がりになったり、また湾曲したりするが、それは識別の条件にはならない。活字の明朝体では、本体の長さが比較的細い線でひかれ、右の端の上にはほぼ三角形の筆押えの形がつく。これは文字の基本部分である証拠となるもので、単なる横線やマイナスの記号などと区別される目印であるが、文字を組み立てる点画としては必要がなく、たとえばゴシック体では消えてしまう。

字の左部分の最終画にある時、いくぶん右上の方向にはねあげる形になる。「土牛見」などの最終画がそれである。これらの字体部分が、単独に現わ

れる場合には「一」の形になるはずのものであって、これらはみな「一」の変わり画と認めるべきである。「耳」の下の横画は、もとより「一」の変わり画と考えられるが、明朝体として、「七」や「斗」の類のように右端に筆押えをつけるべきか、またはねあげる形にすべきか、字体表の示し方では決しがたい。従来はねる形のほうが多くとられたと思われる。耳へんでは、はねあげる形になるが、字体表ではたて画と交わらないように示している。また筆写では、この横画が最終画になるように書く筆順もあるのであるが、『筆順指導の手びき』では、へんの場合にも、たて画のほうがあとになる筆順を採用している。してみると、「身」の第6画と合わせ考えて、この変わり画は左部分の最終画に現われるというよりも、右に画または部分が続ける時に現われるというべきかも知れない。

〔1〕 上から下へ垂直の方向に長さを持つ。垂直とはいっても、場合によって、「五」のように右に傾いたものもこれに含める。習慣上、下端をとめるもの、とめた上で左の方へはねるものが区別されている。毛筆では、末を強くとめずに針のようにする筆法もあるが、明朝体の活字では、すべてとめる形にする。また、筆写では普通に左にはねているものを、活字ではとめているものがある。たとえば、「木」のたて画などがそれである。この場合には、識別の条件にはなっていないのであるが、従来はねるかはねないかが書き取りの際の重要なポイントになっていた。筆写の場合には、筆順の習慣としてそのたて画の次に書かれるべき画が、左側にまたは左側にはじまって、存在する時に、たて画の末をはねるのがむしろ自然というべきであろう。はねるかはねないかが識別の重要な条件になるのは、「干」と「于」とである。これは最終画の末の筆法それだけが、二つの字を区別するのであるが、今日の当用漢字の範囲では、「于」は用いられないし、「干于」を部分にもった「軒幹」と「字」との間では、はねは差異を示す条件としてはごくかすかな一部を分担しているに過ぎない。これらの字における筆法の区別は、もっぱら習慣上保存されているものと考えてよい。

字体表では、使用上の注意事項で、はねるかはねないかについて、字体表の示すところが筆写を必ずしも拘束しない例に、「木来牛糸」をあげている。字体表は従来の明朝活字での習慣をそのまま保存したに過ぎないものである。筆写の際は、もしはねなかったにしても筆は左へ向かうべきところである。筆順からいって、「牛」は単独では、たて画が最終画になるのであるが、へんとして字の左部分になると、筆順が変わって、下の横画が最終になる。これは「手」の「扌」になるのと全く同様である。「手」は、次に述べるように、単独の場合にもはねる習慣があるので、したがって「扌」もはねているわけであるが、「扌」と「牛」とは、最初の「ノ」の有無が著しく差を示すほかは、形も筆順もほとんど同じで、これにはねの有無を加えて正誤を判定するのは、筆法を無視してあまり酷である。活字の字体はこの場合、筆写の習慣を反映していないのである。

末を左にはねるもののうち、あるものは筆写の場合、右に湾曲する。「子承手」などのたて画がそれである。これらは、湾曲する習慣がよく固定しているために、普通の活字では湾曲していないにもかかわらず、多くの人はそれらが活字でも湾曲しているものと思いこんでいるようである。反対に、明朝体の活字ではじめて字をおぼえる子どもの中には、それらを湾曲させずに書くものがある。しかし、この湾曲の有無は、識別性には関しない。ただ従来の習慣から、多少おかしく感ぜられ、ことに左にはねない場合に奇異なのである。(なお、字の最終画になっているたて画が左へはねるのは、「字芋」のほか、「り」の類、「丁可行竹」の類、「予」などである。「于」および「子」の類を除いて「十」のように横画と結んだたて画、「予」を除いて「尸」のように右がわを囲まれたたて画は、末をはねないのが、筆法上の原則と思われる。)

なお、たて画の末を右上へ向かってはねるものがあり、「衆」や「衰」や「衆」について問題になるが、これは別に説き及ぶことにする。

たて画の一つの変わり画と見るべきものに、下端をとめずに、やや左に向

かってはらうものがある、「尸」 「月月用」 「亦川」 「戊」などの左のたて画、「州帰」の第2画、「班」の中部分の第2画などがそれであるが、最初の2例すなわちたれの例を除いては、普通のたて画との間に区別を必要としないように思われる。たとえば、「月」の場合、字体表では、日月の「月」、舟の「月」、肉の「月」を一つの「月」の形に統合したのであるが、その肉月について見ても、従来の明朝体活字では、へんでははらい、あしではとめてある。その差は単に関係位置の違いだけであって、意味には関係しないのである。

〔ノ〕 尸尸などのたれのたて画は、単なるたて画のようでもあり、また「ノ」のようでもある。しかし、たて画に似ていて、末を左にはらうことが要件らしく思われる点で異なっている。また「ノ」に似ていて、しかも最初から斜行させることはしない。往々にして看板の書き文字では、「報服」などの右部分を「反」のようにしたものも見かけるが、「月」と「冂」となどを比べて、たて画に併合することは、ためられる。むしろ「ノ」のほうであって、横画の左端から出るという位置関係による変わり画とすることになるであろう。

〔ㇿ〕 右に湾曲したたて画で、明朝体の活字では、最初を押えずに弱く始め、末を押えて左へはねる。筆写体では、「了」や「子」などにも湾曲したたて画が現われるが、それは活字体との関係もあって、たて画の変わり画と考えておいた。しかし、「豸」や「豕」の湾曲した線は、やはり、普通のたて画とは別に独立した基本画と考えるのがよからうかと思われる。そして、左部分にも右部分にも現われる「冂」の第2画を、この類に含めることができよう。

「衆」の字の下部分は、さらに三つの部分の組み合わせになるが、この組み合わせは他に類例がない。そして、左の2画が中の「イ」のわきの下にかかえこまれるような活字設計もあったように、往々にして「豕」の形で書かれる。「冂」を「冂」の変わり画と認めるならば、それも許容されることに

なるであろうが、「豕」の「丿」を「丨」にとりかえるのが不自然なように、やはり字体表の標準からは、はずれたものとすべきであろう。

〔∨〕 「戈」の第2画などのように、左上の方向から右下の方向への線。いくぶん下側に湾曲して、末を右上にはねあげるのが、筆写体でも活字でも普通である。この画が現われる時には、筆順からいって、必ず前に横画があってこれに交わり、かつ、あとには多くの場合これに交わる「ノ」と右上の点、または単に右上の点を伴うのであるが、「レ」に接する「氏民」の場合だけは、「丶」「ノ」を伴わない「弋」の形が現われる。

なお、「才」の第2画は、やや左に傾いて末を左へはねる、前述のたて画の一つの変わり画であるが、往々にしてこの「才」が、「戈」の点のない形で書かれる。これは元来は年齢を示す「歳」の字の最終部分が略体として採られたところに発するものであって、それがたまたま才能の「才」と同音でかつ類形であるために、両者混同されることになったものかと思われる。

「才」の第3画「ノ」が、たて画に交わるように書かれる上では、たて画の末を右へはねあげるのが、「歳」のみならず、「戦裁織」など類例が多く、それもまた、「材財」等の「才」を「攴」に作る縁になっているであろう。またそのほうが、筆使い上でも自然のようではあるが、さればといて、「∨」を「丨」と同一の基本画の変わり画と見てよいかどうかは問題であろう。

〔∟〕 左上の方向から右下の方向への線であることは、前者と同じであるが、筆写体でも明朝体でも、本体にはいる時に小さく押え、末をいったんとめて右横にはらうのが普通である。はいる時の形としては、明朝体活字では3種ある。3種ともに本体そのものは、はじめ細くてしだいに太くなるのであるが、1は、針先のように細くして、押えをつけないもの、たとえば「人水木」などの最終画である。2は、先端に、水平またはやや右上がりにはいる押えをつけたもの、たとえば「八入」の第2画である。3は、先端に、下からはねあげるような押えをつけたもの、たとえば、「父吏」などの最終画

である。近年の活字設計では、この第2種、第3種の押えを取り除くものが多くなってきた。従来の活字では、「又文」なども第3種の押えを持っていたが、それは「ㄨ」が上の「一」から離れていることを示すものであって、字体表に、上の「一」に接した形がとられているところからは、押えを除くというのも一つの考え方である。また、そのみならず、「八」や「父」などすべての押えを取り除く（といっても「入」の場合ははなはだむずかしいが）のも、一つの考え方である。しかし、これらは全く活字設計上の統一整理の問題であって、字体としては、種類の別や押えの有無は問題にならない。

この「ㄨ」は、比較的水平に近くなることがある。「走又」などの場合がこれで、「又」などは半ば過ぎれば全く水平といってよい。「之」や「之」の最終画もこれに準ずべきものであって、活字体のその左端についている三角形は、第3種の筆押えの発達して形式化したものと考えられる。字体表では、どんな場合にも筆押えを取りはずした形で示しているのであるが、「入」と「之」の類と「之」の類との三つの場合には、筆押えの形を残した。これは、活字の骨になる形として示すのに、押えを取り除いた形が、調和のとれた形として作りにくかったからであるが、「之」の類の示し方は、活字の方面から細かく見ればふてぎわとの批評を免れない。

「丶」は、字体部分の右側に現われるのが普通であるが、変わり画として、点の比較的長いもののような形で現われることがある。ことに、その字体部分が字の左部分になっている時、たとえば木へんの第4画などがそれである。字体表では、この変わり画が、字の右部分にも用いられている。それは、「迷遂」のように、にょうに囲まれた場合であって、一種の形式的な統一である。これらの形は、点と区別のつかない場合があつて、点が代用されていると考えてもよからうが、いちおう、「ㄨ」の変わり画と見ておく。

なお、「茶漆」では、「ㄨ」と「丶」とが上下に重なっている。かような場合、従来は書道にしても活字設計にしても、同じ形式が重ならないように

「ㄨ」と「丶」とを組み合わせる配慮をすることが求められていた。字体表でも、「茶」は「人」と「ホ」であるが、「漆」について「木人水」のように三つ「ㄨ」を重ねているのを、設計上から批評されている。これはもとより「使用上の注意事項」にいうとおり、いずれにしても筆写の際の正誤にはかかわらないものである。

以上は比較的簡単な点画であるが、折れ曲がった画は、種類が多い。以下では、ある1点で角をなして曲がるものを「折れる」「折る」、曲線をなしてしだいに曲がるものを「曲がる」「曲げる」または湾曲ということにする。折れたものについては、折れるごとに画数を加える数え方があり、現にその数え方で漢字を配列した字書もある。これは一種便利な方法であるが、その2画は、筆順上では連続した2画であって、筆を改めた2画ではない。

〔7〕 横画を右端で折ってたて画に続けるもの。たて画の末は「口」や「当緑為」の第3、4画などのようにそこに他の画が接するのでなければ、「司月冉」のように、内側すなわち左へはねるのが常である。「互」のように、たてが左斜めに下がるものも、構成上の必要に基づくものとして、この類に入れてよからう。

明朝活字での「乚」の第2画の部分もこれであるが、昭和33年の文部省の初等中等教育局長からの通達(314ページ参照)では、教科書活字の字体について、この部分を、ゆすった形とするように示している。これは、従来の筆写体での習慣を筆写の基準として認めることを明らかにしたものである。そして、この筆写のゆすった形は、しんにょう独特のものである。「爻」や「𠃉」の第1、2画に似たようでもあり、現に活字字体整理の原案審議の際には、「𠃉」と同様の設計が試みられたこともあったのであるが、やはりそれとは習慣上合併させがたい。さすれば、この形は、筆写体としての独立の一つの基本画となるべきものである。

〔7〕 右の「司」と同様であるが、たて画がやや外側に湾曲しつつ左に向

かうもの。活字では下端に近いところを曲げている。これも、末は押えて左へはねるのが常である。この画は、「幻」などの場合は単独で部分をなすが、他は「旬刀」のように何らか「ノ」の画と相伴うか、「馬鳥為」のように4点をかかえている。「月」の場合の第一画を「ノ」と見ないなら、「月」の第2画と「旬」の第2画とは、同じものの変わり画と見てもさしつかえはない。湾曲は「ノ」や4点へのつりあいと見ることができる。これを別々のものとすれば、「巳尸」などは、筆順を考慮して湾曲のほうに入れる。また「成」の第3画は、もともと「丁」という分離した2画であったのを、便化した書き方に従って字体表で一筆の「冂」に定めたもので、字形のつりあいからは、やはり湾曲したほうであろう。

〔フ〕 横画を右端で折って、左下の方向へはらうもの。折れてからの長さについて、「冂」のように短いもの、「了」のように中くらいのもの、「又」のように長いものがある。このうち「冂」は、「雨^フ」,「尚^フ」の場合でわかるように、字源的には「冂」の変わり画と考えられないでもない。さすれば、「冂」の第1画も、点ではなくて「丨」の変わり画とすることになり、あまり字源にこだわることになるから、やはり「予」や「慶」の「フ」と同じ類に入れ、「雨^フ」等については、字体部分について変わり型を考える。

〔フ〕 折れたあとのたて画が、内側に湾曲しつつ右下に向かう。末をとめて右上にはねあげるのが常である。次の「乙」とどれほど違うか。活字上の習慣では、「迅飛風獵」などがこの画を持つが、これらは、みな左側すなわち内側に、比較的複雑な点画複合体を包んでいる。「几」や「凡」や「九」と違うのは、その点だけのようである。書き取りの際、「風」の初2画を「几」のように書いても誤りとするに当たらないであろう。

〔乙〕 折れたあとのたて画が下端でさらに右に水平に曲がるもの。この、あとの水平部はたて画の延長で、明朝体活字では普通の横画のように細くはしない。そして末をとめて、上へはねるものと、とめたままはねないものがあるが、これは活字設計上の統一の問題で正誤には関係しない。「乙」の字

は、折れたあとで左下の方向へ向かい、さらに右へ水平に曲がる。この1画のみで構成される字体であるため、右の「し」のたての部分が、字形のつりあい上、左へはりだしたもので、すなわち「し」の変わり画と考えられる。後に掲げる「し」の場合と同じく、筆写の際には「几」の類も自然左の方へはりを持たせることが認められる。

〔ㄋ〕 横画からはじまって、3回折れ、最後は「丿」の形にとめて左へはねる。これは「乃(秀)」の場合である。「及」や「爻」の場合は、字源的に、また実際に字典で「ㄋ」と「フ」との2画であるが、字体表に示された形では、「乃」と同様の1画とすることもできないではない。筆写の際には、この1画は連続して1筆のように書かれる。もしこれを1画と考えるならば、この「ㄋ」の1種の変り画となるであろう。

〔L〕 たて画の下端から右に水平に折って横画に続けるもの。「1」と「一」とを一筆に結合したもの、筆写でたて画と横画とが、「巨」のように二筆になるべきものと、「直断」のように一筆で折れるものとの間に、字体表では形式上の区別がない。元来、「巨」は「工」であったのを、字体表では「巨」と同じ形式に統合したのである。しかも、「巨臣」などの場合、筆写で「L」を2筆にするのは、もっぱら筆順上の便宜によるものと考えられる。すなわち、「区匹」などのように、たて画の右側にある部分が比較的独立した形をとるものは、あとからそれを1筆で囲むことになるが、「巨臣」などはまずたて画で柱を立て、それに右側の形を付属させるから、たて画と下の横画とは自然筆順上離れた2画になるのである。活字の形として「佳」も同様であるが、これもまた「巨臣」と同じく、「L」は筆順上2筆にわかれる。なお、「臣」は、『康熙字典』などでは6画に教えている。これは字源的に「し」を1筆にするのであるが、今日一般に行なわれているのは、右に述べたような2筆にする書き方であろう。

「斗」の第一画、「牙」の第2画の場合には、筆写では1筆の折れた画であるが、字体表では、横線の左端がたて線の末よりも左へ出ている。後にし

るす「衣」の第4画と同様な例で、毛筆の筆づかいが残っているものである。もと活字には、「直」などの折れ画がこのような形になっているものもあったが、それは字体表で「巨臣」等と同じ形に統一された。字体表における「斗直」の違いも、単なる形式的不統一なのであって、これらはいずれも2筆に分ける必要はないものと思われる。

「互」の第2画のたての部分は、第3画のたての部分と同様、左斜めに下がる。

〔L〕前項の「L」のように折らずに、たて画の末を右へ曲げるもの。明朝体活字では、前項の「L」については、たて部分を太く、横部分を細く作るのであるが、この「L」では、水平部分の末に至るまでたての部分と同様の太さを保たせ、末をとめて上にはねている。これに属するものは、「礼売荒光発既己」などにあり、「心」「必」の第2画も活字では他と全く同じで、やはりこの仲間に入れておくべきであろう。ただ、毛筆の場合の習慣では、「心」の第2画については、弱いはいり方をし、かつ湾曲が弱い点で、他に類形のない孤立した画ということになる。また「必」について、『筆順指導の手引き』に示す筆順に従えば、中の「ノ」につづいて第3画となるが、その場合は、むしろ「戈」の第2画に近くなるのが自然である。

「七」の第2画ももとよりこの仲間としてよいものであるが、筆写の習慣としては末をはねない。初中局長通達は、「七」のほか「切改」、また「酉丸」を部分とするものについて、筆写の際の標準として、はねないほうを採用した。これは、字体表の〔使用上の注意事項〕(2)について例を加えたことになり、かつ教育上の統一をめざすものであるが、字体の正誤としては、はねるかはねないかは、ここでも基本的な条件ではない。

「し」の変わり画としては、「比」の左部分の第2画、「微」の中部分の最終画がある。活字体では下端を右にはねあげる形をとり、次の「レ」と同じ形になる。これは、右部分へ続くべき形として設計された形であろうが、もしそうならば、「輝」の光の最終画も同様の形をとってよいはずである。

字体表で、もとの「し」の形をとっているのは、『康熙字典』を踏襲する旧字体そのままとは言え、一種の不統一であった。

〔レ〕 たて画の下端を右上にはねあげるもの。このはねは、左にはねるものと同様に、たて画の変わり画として一般に無視することもできようかと思う。現に、「旅」などの場合に、従来の活字体でははねていたものを、字体表でははねないことにしている。「衰」は、従来の活字で、単独や「猿」などの場合にははね、「遠園」などの場合にははねなかった。字体表は、はねないほうをとっている。しかして、「レ」の現われる位置はほぼきまっていて、上に「ノ」を受けるか、はねた先に「く」または「丶」（左部分に用いられた場合）もしくは「弋」のあるのが常である。例外になるのは、「比」の左部分、「微」の中部分に用いられるものであるが、これらは前述のように、「し」の変わり画と見る。さすれば、「レ」はすべて上のような条件のもとでの「し」の変わり画と見ることができよう。しかし、この右へのはねは、左へのはねよりも、常に強調して示されている。ことに活字体では、「衣」の場合のように、2筆かと思わせるほど明らかに、はねの始まる部分をたて画の下端よりも左にもっていつているものがある。もちろんこれは、毛筆の場合の筆の押え方を模したものであるが、また活字設計上の安定感にもよるのであろう。また「越」に見られる「レ」は、当用漢字の範囲では非常に孤立した形であって、「茂」などの形に統合されてもよいはずのものである。ただ従来の字源主義の立場では、「越」の「レ」と「茂」の「戊」とは区別されていた。これを踏襲して字体表が定まっているのであるが、いずれにしても習慣上、「し」と「レ」とが自由に交替する可能性のあるものはごく少数と認められるので、しばらく、この右へはねた形を普通のたて画とは別の基本点画と考えておこうと思う。

なお、「比卯卯^ㄣ」の左の第2画は、このはねた形ではなく、「し」が字の左部分になっているための変わり画であるが、このはねた形は、明朝体の活字では、従来も完全に統一されていたものである。しかるに字体表の示し

方では、この形を部分に持つ文字の中に、文字によって、このはねた部分がたて画の左に出たものと出ないものがあり、そこに新たな区別がなされたかという疑いを人々に与えているが、これは区別する理由は何もなく、また区別する必要のあるものでもない。ただ、字体表の示し方がつまらない誤解の結果を実際にもたらしたのは、「印」の左の第4画である。これは従来の字体に何の変更の必要も認められないものであるが、字体表の示している形において、第2画と第4画との関係が「卯」の第2画に似ているため、あたかも第4画を折ってはねたような形に設計された明朝体活字が現われたのである。これはやはり従来の習慣のように、かつ『筆順指導の手びき』が示すように、「興」の左部分と同じく、第2画と第4画とに分離すべきものである。すなわちこの筆順は、「卯」の式ではなくて、むしろ「段」の式である。

〔ㄣ〕 たて画を右へ折って、横画をさらにその右端で下に折るもの。用いられる場所によって、たて横の長短の割合が違うものがある。また最初のたての部分が、右へ傾く（左へ張る）もの、最後のたての部分が、右へ湾曲して左へはねるもの（すなわち、たて画に「丁」が連続した形）などがある。たとえば、「吳考弓号薦」など。これらはみな、同一の基本点画に属するものと認められる。

「極」の右部分は、『康熙字典』の形では、「朽」の仲間に似ている。ただ画数ではこの「ㄣ」を3画に数えるが、この第2、3画を1筆に見るとすれば、すなわち上にあげた基本画に属せしめることができる。字体表の示し方は、「一ノ」の次に、右に湾曲したたて画をおくような形になっているが、これは、戦前の文部省の教科書体活字の形と同様で、いわば「豕」のはじめ3画のような形である。もしこれを、「ㄣ」とは異なる形として忠実に守るならば、普通の活字は多く改めなければならないことになるであろう。筆写ではむしろ「了」のように書かれる。同類はないが、一つの問題点である。

〔ㄤ〕 「ノ」の末端を押えて、右のいくぶん上へはねあげるもの。これは、すべての場合、はねた末に点が伴われる。かつて活字の中には、この点を省

いて、はねの部分を「一」の形にしたものがあった。それは、『康熙字典』が、康熙帝の名「曄玄」を敬避して、「玄」の一画を減じたのに由来するもので、それはまた、「畜率」などの字の明朝体における黒さを救う利はあるのであるが、字体表では、点を省いた「玄」の類の字はないから、今はそのような活字設計は不適當であろう。このはねは、活字体では、「レ」のはねのように、「ノ」の末端から、さらに左へよったところから始まるように作られるのが普通で、全く2筆のように見えるものがあるが、1筆とすべきものである。このはねをもった形については、「ノ」の変わり画と見ることは無理である。前述の「レ」を独立の基本画とするのも、これに準ずるものと考えられないこともない。

なお、「虫禹」や「瓜」に現われる「ム」は、この「ム」の類と違って、たての部分とはねの部分とを連続したものと見ない。たて画と横画と点との3画から成るもので、従来もそのように数えてきた。

「流育」などの「ム」は、本来字源的には、「一」と「ム」とが重なった形であったので、字書などではその形をとった活字を用いるが、「一」と「ム」とに分けるのも由来が古い。字源主義的であった戦前の国定教科書もこれを取り、字体表もこれに従ったわけである。すなわち「流」は水部の7画である。

〔く〕 「ノ」の末に、幾分の長さを持った点が連結したもの。従来の活字では、「𠂔」や「𠂔」の場合にその形が見られ、「女」の場合には、「ノ」の末を細めずにとめて点に折り返した形が見られた。今も「𠂔」と「女」は従来のようであるが、「𠂔」については、折り返した点の部分を変った形にした設計の活字がある。これは、従来の活字で、「ノ」と点との組み合わせが、往々2筆のような印象を与え、下の「ム」の筆の返りとともに、「糸」を8画に数えたがらせたのに対して、6画の「糸」として、筆写また教科書体活字に近づけようとするくふうである。このような活字設計では、「𠂔」と「𠂔」と「女」との三つの場合で、見た形が違って来るが、基本点画として

は同一のものと考えてよい。

なお、「水良豕」などの右の「く」も、筆写では点画の方向と組み合わせ方についてこれと似ているが、これは「ノ」と「\」との、分離した2画である。

以上、私見において基本点画とすべきものを列挙して説明してきた。その点画を表にして見ると、

、
ノ 一 |) し \
ㄋ ㄋ フ ㄣ ㄣ ㄣ ㄣ ㄣ ㄣ ㄣ ㄣ

さしあたって右の3類19種になった。実際の1字1字の字体構成にあたっては、これらの基本点画が、他の画との位置の関係、長短の関係により、またひいては、その基本点画内部のつりあいによって、各種の変わり画を生ずるわけである。見過ごしている重要なものがあるいは残っているかも知れないが、字体の正誤に関して基本的に考えておくべき点画形式は、ほほかようなものであろうかと考える。ただ筆者自身も問題だと思うことは、変わり画の認め方である。ここでは、字源、系統の観点から、やはり意に反して大きく作用したばかりか、場合場合によって、変わり画に認め方に過不及があるらしいことである。結果として同じ形に見えるものを、異なる二つの基本点画の変わり画と考えるような点にも、なお整理を要するものがある。ここには、ある基本点画が他の基本点画に代用されるという考え方をする必要もあるかも知れない。また、これらの変わり型の問題は、基本点画について論ずるよりも、主として、点画の組み合わせに成る字体部分について考えるべきかも知れないと思われる。

〈付 録〉

当用漢字字体類形表

まえがき

- 1 この表は、当用漢字表の1850字について、同じ字体構成部分を持つものを、それぞれの部に、重複をいとわずに分類排列したものである。たとえば、夕の部に「夕多移外名銘夢腕」を収め、また「夢」を卅、𠂇、𠂈、夕の各部に掲げた類である。
- 2 ここに分類する字体部分は、必ずしも、字体部分として一定の数に確定したものではない。小さい部分でも、その点画構成の特徴的なものはとりあげて、共通または類似の要素を持つ字を、なるべくもれなくあげるようにした。してがって、一つの字体部分と認めてよいものが、それを構成する点画の見方によって、重出する場合もある。
- 3 字体部分は、その初筆部分の特徴によって、ノ一フ十の6部に大別してある。分類については、最初に一覧表として、「分類のあらまし」を掲げた。
- 4 相互参照に便利なように、各部にかりに番号をつけた。ただし、同じ番号で一括する中に、いくつかの異なる字体部分を含む場合もあり、また、各番号ごとに所属する文字の数が平均しているわけでもない。
- 5 分類各部の中で、同じ構成部分を持つ漢字の排列は、ほぼ筆順に従って、右の6分法を適用した。字体部分を共通にする文字は、その字体部分の位置によって、上、左、右、下、中の各部に分けた上、その字体部分と直接に結合する他の字体部分の構成によって、上の6部の順に配列するように心がけたが、じゅうぶん厳密ではない。
- 6 普通の筆順に従って、「口」は丨の部に、「冂」はフの部に入れるが、「巾」を十の部に入れ、「心」をノの部の最初におくように、右の原則に必ずしもよらないものがある。

[分類のあらまし]

0 、

00 、ミ×シ 𠄎 𠄎 并 𠄎 火 𠄎 半 美 米 ッ 𠄎

01 —

02 立 六 𠄎 方 言 𠄎 古 亡 去 夕 𠄎 文 广 疒

03 𠄎 𠄎 𠄎

04 𠄎 𠄎 之 𠄎 𠄎

05 𠄎 𠄎

1 /

10 𠄎 𠄎 八 八 𠄎 𠄎 𠄎 金 𠄎 𠄎 人 入 𠄎

11 𠄎 𠄎 𠄎

12 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎

13 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎

14 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎

15 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎

2 —

20 —

21 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎

22 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎

23 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎

24 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎

25 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎 𠄎

3 |

30 | | ト 半 小 小 丩 米 山 水 月 非 北 儿 业 川 儿

31 —

32 上 止 止 片 巨 馬

33 冂 冂 月 月 月 几 几

34 □ □ 田 田 皿 日 尸 目 貝 見 且 田 甲

35 戊 戊

4 7

40 L L ャ ム 冂 冂 刀 フ マ 下 了 乙 く ヲ 幺 糸

41 —

42 コ 己 弓 ュ ヨ ヨ

43 □ 尸 尸 尸 尸 尸 尸 尸 尸

44 —

45 —

5 十

50 十 寸 才 才 求 亦 木 廿 廿 卅 丰 丰 丰 井 市 市 中 中

51 土 土 土 其 土 主 主

52 亩 亩 虫 由 曲 曲

53 大 丈 尤 夫 夫 央 央 七 七 弋 戈 戈

54 ム 又 九 九 力 力 又 又 也

55 丹 母 女 母 冂 冂 巾 巾 巾 巾 内 内 冉

0

- 001 丶 心 慈意憶億恋忘憲窓 穩隱懇紵念懲息憩急愁 恐惡 悲 恩懸
 思慮愚感憾 怠態忍認忌慰 德聽忠患志誌惠穗惑怒 応慶寧愛
 憂優 必泌秘密
 為偽 勺的約
 州→031 氷永→044 芝→042 玉→256 斥卵→131
 舟→135 刃→403 凡→336 寸→502 求述→504
 太犬→532 弋→534 戈→535 丸→542 丹→551 母→552
- 002 丩 冷准次詔資盜姿癡 羽→403 弱→421
 斗 冬終 寒 尽 雨→253
 宀 裕複初裸被補 飛
- 003 ㄨ 撰洩罌 兆跳桃逃 藥藥 率
 泰漆暴 緑録 隸逮康 求救球 水→304
- 004 彡 泌滋洋淡 泣滝滴液湾涼流注濟渡 溶演泳浪
 浮浴沿汽海 浜派準泊激 漁淨落活藩添洗 河源濫淚汗汚評酒
 消淑涉深滑没 況渴湯混湿漫潤測 滅滅
 治沼澄浸漏沢 湖潮漆漠滯 沸浦瀨漸冲津 法港満清潔 油簿
 薄潜決浅 染池波婆沈
- 005 ㄨ 前 首道導 益 隊墜遂 從縱 慈滋磁 並普譜
 岡→332
- 羊 南猷 幸執報 逆塑 平→251
 咲朕送関
- 羊 羊 善繕 洋詳祥鮮群 遲達 様 業 撲
 美義議儀儀養窯 差着
- 并 併 兼謙廉 尊遵猶

- 白 悅說銳稅脫閱 憎僧贈增層 弟
 006 火 火炎淡談 炊燃炉煙煩燥爆烜燈燒 秋愁 災灰炭滅
 小 悅憎惱憶忙 愉悔性 恒悟 悼慢憾慘恨慨 懷慎情憤惜慌快怖惰
 怪憤
 007 半 半判伴畔
 兴 券勝騰騰 卷圈
 米 米 隣類教樓 料粒粧糖粉粘粗糧精粹 迷斷繼 菊齒齡
 奧 肅 积
 008 ㄨ 孝譽 嚴
 營覺學采勞 獸單戰禪彈巢 獮
 惱腦 桜 囟 妥→101
 009 ㄩ 魚鮮鯨漁
 窯熟無焦礁然燃薰勳烈点照黑墨默蒸熱煮庶
 為偽 馬駐驗驅馱騎騷篤驚騰 烏鷄鳴
 01 —
 021 立 立 端泣粒位翌
 剖部倍賠陪培 競 意憶億 鏡境 識職織 章彰障 滝 童鐘
 辛辭壁癖避宰 新薪親 接
 顏產 帝締 傍 商 敵滴嫡摘適
 022 六 六 交郊効絞校較 讓釀孃 卒
 宀 夜液 衣依 襲袋製裂裝裁 讓釀孃 哀裏衷衰
 方 方放做旅旋族旗施遊 訪肪防紡坊妨 傍激敷
 023 言 言詔譜詳議謙說談識讓訪該詠 謠訟診諭論詐許訴謝誕話託誘
 評訂証語 訓罰調設誤謁課誠 詔認詞訊記 計討誌詰詩誦諸護
 謹諾謀請講誇試 信獄 警
 024 亅 恋變灣蛮跡 航坑抗
 古 哀 京就涼鯨景影 豪 停 高稿 郭熟 壇 畝裏衷衰

- 025 亡 亡忘盲荒慌望忙 網
 去 充銃統 流硫 育徹撤 棄
 夕 刻劾該核 玄畜蓄弦率 擁
- 026 辛 市肺姉 主注往住駐柱
 文 文劑濟齋 对 蚊紋 離
- 027 广 応廉廊 座底府腐庭 庁店 広鉦拈序廢 床麻摩魔粧庶席度渡庫
 康庸唐糖慶薦麗
 疒 痢疾痴病症痘疫痛癩療疲
- 031 巾 婦 州酬 班
- 032 宀 寧密宰 穴容溶審宿縮腕客額察擦宅 家嫁寡完院宗崇貯定錠賓富
 宣室宇宝演 寢寂宜宮宴 官館棺管字 守狩寄実寮害割轄憲寬
 寒宙安案
- 033 宀 窯窮搾空控窒窓窃突究
- 041 礻 祥禪祈福祉祖視祝禍礼社神
 礻 裕複裸初補被
- 042 之 乏芝
- 043 辶 遂道導遵送逆迷適遊 込途迎近進迫追遁逸縫迭透 逐返遍遷 逃
 運週遇過還 辺迅通退遲選避 述速連隨髓達遠違遣遺逮遭
- 044 亠 永泳詠 氷 良浪娘食養 郎廊朗 食→103
- 051 犮 為偽
 必 必泌秘密
- 1 ノ
- 101 丌 乏
 冫 暖緩援 謠搖 稻 爵 乳浮 愛瞬 受授 穩隱 彩採菜 將獎
 妥 鷄
 懇墾

- 102 八 谷浴欲裕俗容溶
 宀 共供異選殿 欺期棋旗 兵浜 具 真鎮慎 典 吳誤娛虞 興
 璽 演黃橫 六→022 貝→347
 八 八 沿鉛船 公綵翁訟松 分貧頒紛紛 穴
 益 恭暴爆港 碁基
- 103 へ 食養 館飾飲飽餓飯飢飼 診珍
 厶 会絵 合給拾答塔 愉論輸論倫輪 今含念陰琴 令領冷鈴齡零命
 倉創 幹 全 劍俟驗險檢 余斜叙徐途塗除
- 104 金 金 銳鏡鐘銃鉦錠 鉛鈴鍛銘銃鉄錘 鑑銅鋼鎖 銀録針鎮鍊錯鑄
 錢鈍
 个 企 介界 漆
 今 茶 舍舖捨
- 105 人 人囚 卒座 以似 内丙柄病肉腐
 火→006 欠→141 足→321 衆→132
 入 入込
 乚 派→131 旅→132 衣→134 豚→211 辰→221 長→242
 水→304 登→404 良→435 良→044
- 111 彡 衆
 彰彩形髮彫影膨 珍診 参慘 修 顏
- 112 彳 從縱往 徐復覆履循御 征役得後 徒德律彼徑
 徹微微懲 行衝衝術街衛
- 121 一 覽監濫鑑艦 気汽 複復履覆腹 傷 每敏繁海悔悔梅
 宀 簿管答符笑 築篤算筒筋簡箇 第節 等策箱範籍筆笛
 个 竹 作昨搾 称
- 122 午 午許 陶 卸御 年 歡觀勸權
 矢 矢短知痴疾医侯候族疑凝擬
 無 無舞

- 123 攵 放倣敵撤数 激敏繁修牧 攻政敢敵啓致 弊幣敗 改務霧 故教
 枚救赦 散敬警驚敷整 徹微徵懲
- 131 卩 印 興 段 丘兵浜岳
 匸 仰抑迎 留賃 柳 卵 氏婚紙 邸低抵底 民→435
 廾 派脈 弧孤
 斤 斤質新薪祈断所折誓哲析漸近匠 斥訴 后 矛循 通
- 132 亻 偽伴儀併僧位倍億依信倣住 俗儉作傷侮 伯化貨花仰低像係 件
 任賃働 仮宿優例伝 何荷儒価倒傾便 似償俳催促保個但 伺
 侯侵仏俊 仕佳侍佐付附符府腐 代袋貸伐闕伏休体 仲伸使供
 債他
 修候
 衆 旅 環還遠園
- 133 冫 延誕
 亼 焦礁集隻 准準離稚雌唯維雄推携難雜雅 進雇顧 擁 護獲獲
 躍躍 奮奪
 確 飲觀勸權
- 134 亼 衣依襲袋製裂装裁懷壞 哀裏衷衰 表俵 讓釀孃
 亼 象像
- 135 冫 向 奧 舟航船舶艇艦般盤搬
 戶 帥師追
- 136 白 白 皇泉線綿染藥激 的 泊伯舶拍迫 皆階習 百宿縮 原源
 戶 鳥鷄鳴 島
- 137 自 自息憩鼻臭 身射謝窮
 血 血衆
 由 鬼魅醜塊魔 卑碑
- 141 勹 欠 次諮資盜姿炊 欲飲飲 歌欧吹 款欺軟
- 142 勹 勺的約 均 菊陶 渴謁揭 句拘 敬警驚 局 旬殉 包飽砲胞

抱 胸 物易賜湯腸陽場揚傷 夂 濁

143 夕 危 陷 喚換 象像 免勉晚逸 負 魚鮮鯨漁 衡 角解觸 色
絕 急 争淨靜

夕 夕多移 外名銘夢腕瞬舞 夕→211

夕 然燃祭際察擦 夜液

144 久 久畝

久 冬終 各落酪路露略絡格客額閣 条縫峰隆降 処扱

变麦慶愛夏憂優複復覆履腹 俊唆酸 陵 後

145 乃 秀誘透 及級吸扱 刀→403 延→545

匕 化貨花死尅 比→244

考拷

151 千 千 升昇 飛 舌乱辭憩活話括

託宅 呼

手 手拳摩掌擊 看

毛耗尾

152 禾 秀誘透香季委 秘秋愁科稅稿 稻穩称稚移秩種 秒利痢和 程租

私 積穗穫 穀菌

手 我義議儀儀

采 番翻藩審积

153 垂 乘剩 垂郵錘睡

壬 任賃延艇庭妊 重動勳働種衝薰

巾 風 属囑

天 添橋 笑

154 牛 牛件解 犧牧物牲特 制製

朱 朱殊珠株

失 失鉄秩迭

155 生 先洗銑 告酷造

生 生性性姓隆星

2 —

- 201 一 一 具→102
- 211 不 不否杯 豚逐遂隊墜豪家嫁縁劇 象像
- 石 石 磁硫礁碑砲研硬砂硝礎碎確破 拓岩碁
- 万 列烈裂例殉殊殖残死葬 湯腸陽揚場傷 万→243
- 212 𠂇 耐需儒端 寡 憂優
- 百 百宿縮
- 百 煩類顏額頒領願頂項傾頭顧順題顯預頼瀨 夏 首道導
- 面 面
- 221 二 二仁三 弍均 言→023
- 千 行衡街衝術衛 示祭際察擦票漂標禁
- 元完院冠 靈 辱振娠震農濃
- 云 魂伝転会絵陰雲曇芸 誇 汚→251
- 231 𠂇 麗 丙→253 雨→253
- 232 𠂇 豆頭短豊痘登澄燈鬪 融隔 副福幅富 喜 善繕 歎
- 合給拾答塔 同銅胴興筒 司詞飼伺嗣 感憾減
- 恒宣
- 233 厂 灰炭 原願源 辱振娠震農濃 岸 勵 厚厘 曆歴圧
- 反飯仮版販坂返 蔽 危
- 厂 巨距拒
- 臣監濫鑑艦覽臨 賢緊堅 姬 藏臟 長馬→323
- 匚 医匠 匹勘堪 匿 区欧毆馭枢
- 234 丁 丁頂訂町貯停 寧 融隔 行→112
- 可歌河何荷奇騎寄 下峠 定錠 正政征証症整
- 賓 歲 示→221 叔→321

- 235 耳 耳恥職聽取趣最撮聖撰聞 敢敵
 元 元先光曉微→306 匹→242 四→344
- 236 工 工攻項巧功江紅 恐築尋式左惰差 敢敵 正→234
 五語悟
 丕 並普譜靈 丕惡
- 241 ㄣ 今念陰含吟琴
 戶 戶房雇顧肩偏編遍扇淚 啓所炉 万→243
- 242 匸 辱振振震農濃 長脹張帳喪展
 匚 医匠匹勘堪匿区欧殴馭枢 巨臣→233
- 243 匚 至致到倒室室屋握 髮 互 云→221 去→511
 万 万勵
 万 巧朽号 極 誇 汚 考→244
- 244 匕 比批皆階陞混麗 能罷 北背 紫雌 耄尼死 疑凝擬傾
 化→145
 与 薦与写 考拷
 匕 北背 上→321
- 251 干 干刊汗肝軒幹岸 幸執報 字芋 汚 平評坪 謠搖 暖緩援
 天 天蚕 奏 咲朕送関
- 252 开 形刑型研開 併 発廃
 丰 達 年 拜 華 垂→153 手→151
 平 雅邪芽 既慨概
- 253 而 師 雨零需震靈雲曇露雷電霧雪霜 兩滿 璽 丙柄病
 市→026
 夙 劍儉驗險檢
- 254 再 再 構→556
 画 画 演 黄橫 更便硬
- 255 西 覆票漂標煙遷要腰価

- 西 西 酬釀酢醜酪酷酸配醇醉酒 猶尊遵
 256 王 王琴班 珍珠現環理球狂 潤全呈程聖望徵懲 玉宝璽国
 主→026 差→005
 謡搖 陶 亞惡 五語悟 五→542

3 |

- 301 | 旧児稻陷引
 ↓ 以似 弧孤
 ↓ 外掛赴
 302 丩 光輝 掌党賞償堂常 弊幣 肖削消硝鎖 当
 小 小 少省劣秒砂抄妙 步賓 歲 叔督淑寂 弊幣
 小 添恭慕 小→006
 303 丩 将獎寢壯装莊状
 氷 漆泰暴爆 録緑 求救球 様隸逮康 水氷→304
 304 𠂔 収叫糾
 山 山 崇炭岩岸端崩微徵懲 峰峙岐峽 密岳島 剛鋼綱 幽
 両→253
 水 水踏泉線尿 氷 永泳詠
 305 刂 判刻剖割剂罰 利痢制製創劍刺 列裂烈例到倒副刊刑型 別則測
 側剛前愉諭輸削劇刷刺刈 歸州班→031
 冫 剂濟齋 肅
 非 非悲輩俳排罪
 306 北 北背
 儿 深探壳読続 几→336
 先洗銑元完院冠光輝燒曉 微 匹→233 四→344
 兒 兄況祝党競 悅説銳稅脱克 鏡境 免勉晚逸 見視親觀現規
 覺覽寬 充銃統 鬼魅魂醜塊魔

兆跳桃逃

- 307 业 業撲 並普譜 靈 顯濕 虛戲織
- 308 川 川順訓 州酬 荒慌流硫
- 321 上 上峙 叔督淑寂 占店粘点 卓悼 虐劇虚戲虞慮膚膚
 止 定錠 從縱 是題提堤
 足促 走赴起超越趣徒 婿旋礎疑凝擬
- 322 止 止涉步涉歲肯齒齡 紫雌 祉 企武賦歷
 延誕 正政征証症整
 跡路露距跳踏踊躍踐 疎
- 323 片 片版
 𠂔 長張張帳 髮 馬駐驗駟駟騎騷篤驚騰
- 331 冫 冠写深探冗軍輝揮運 豪停受授 浸侵寢婦掃婦 壳殼壳読統 夢
 疊 骨髓滑
 字→032 学→008 憂→212 党→302
 索→501 確→555
- 332 冫 同銅銅興筒 剛鋼綱 網 繭 円 丹→551 内→556
 高稿橋 論倫輪 嗣 踊通痛 禍過 骨髓滑 融隔
 敵→021 奧→135 喚→143 麗→231 幣→302
 南→501 庸→553 幅→555 内再→556
- 333 冫 育徹撤肩 肖削消硝肯背絹胃膚骨髓滑 能態罷 有賄隋髓墮惰
 脅 婿散 青靜情清請精晴 前愉諭輸
- 334 冫 周彫調週 角解觸 用
- 335 冫 月崩 朕騰騰勝肪肺腕脱腦 腹脈胞胸 豚肝腰脂 胴脹胆腸服肥
 胎 脚膨膜臟筋 塑望朗明盟湖朝潮期
- 336 几 飢処扱机
 没設役般盤搬段鍛 毆殿投殺穀擊 疫 航抗坑 冗
 几帆 恐築

凡 風 狝

- 341 □ □器回壇 品燥燥操臨 号呈程聖絹嗣員韻 吳誤娛虞
 兄況祝党競 悦説銳税脱閱 克 別 保 足→321
 咲吟吹呼喚唯鳴吸 唱囑唆噴嘆味吐嚇喫叫 知痴和如加賀架
 善繕 獸 剖部倍賠陪培 害割轄 諮
 沿鉛船 合給拾答塔 舍 舍舖捨 各落酪絡略路露格客額閣
 否 悟語 啓 台怠治胎始 召沼詔昭照紹招超 吉詰結 喜 哲
 鼓→512
- 342 □ 可歌河何荷奇騎寄 句拘敬警驚 局 極 司詞飼伺嗣
 豆→232
 君群郡 倉創 后 唐糖 名銘
 高稿 禍過 同銅胴興筒 周彫調週
 商 向 掌党賞償堂 問
 哀 遠園 環還 告造酷
 副福幅富 融隔 塩 偉緯衛違
 舌辭乱憩活話括
 占党粘店 古克枯居苦 敵滴適摘嫡 固個箇
- 343 □ 回壇 囟圈囚茵国団因恩姻困固個箇園罍 面 田→348
- 344 ㊦ 免勉晚逸 象像 勤謹 難漢嘆 巴→434
 ㊧ 四 罰濁環還罪買罷置署 爵寧憲 漫漫 德聽 懷壞 夢
 ㊨ 益盜盆塩盤監濫鑑艦盛盟 血衆
- 345 日 日唱晶 暗暖昨晚明盟曜昭照暇晷時晴映 旧兕稻陷
 景影 易賜 渴謁揭 昇星 但担胆昼恒宜壇 湯腸陽揚場傷 是
 題提堤 最撮 量糧 混 曇 得
 頭湿 漫漫 温 冒帽
 早章彰障卓悼幹朝潮草 暑暴爆 宴
 音韻意憶億暗響識職織 章彰障 普譜 憎贈僧增層 婚 曆 旨

脂指 踏

者煮都諸緒暑署 替潛春 昔惜借錯措籍 暮暫書遭

旬殉 間簡 僚療寮 慕暮墓幕募膜模 厚 復復覆履腹

白→136

346 尸 門闕閱閱閱聞闕潤開問問簡閉閑欄

347 目 目 具鼎懸 瞬睡眠眼相想箱霜 盲盾循看省督冒帽着 真鎮慎直

值殖植置 算 自→137

貝 貝 賠貯贈敗賦販 賜則測側賄財賊購 資資貧賃質貨貸質負 貢

賢貞鎖員韻損賞償買 憤噴墳費責債積績貴遺贅貫慣賀

頁→212

見 見視親覲現規覽覽寬

且 且助祖租粗阻組宜壹查 寡憂優 皿→344

348 田 田思慮壘疊界胃膚累異翼男勇虜 畔略町畑細 畝畜蓄鼻留番翻藩

審 副福幅富雷苗描奮 憎僧增贈層 獸

鬼魅魂醜塊魔卑碑 魚鮮鯨漁衡 因罍→343

349 甲 甲押 滝電 單戰禪彈 果課裸巢菓 愚偶遇

里黑墨野默理埋厘童鐘量糧裏

由→523

351 戊 滅感憾滅威成盛城誠 歲茂葳臧

越

4 7

401 ㄥ 直值殖植置 断繼 鼎懸

ㄣ 礼乳乱孔札

心→001 化→145 比→244 兒→306 荒→308 乙→405

毛→151 癸→252 既→251 七→534 池→545 就→532

沈→555

- ㄣ 吳誤娛虞 号→243 与→244 弓→421
- 402 厶 台怠治胎始 参惨 弁 強 仏私払 公総翁訟松窓 鬼魅魂醜塊
 魔 広鋳拵 雄
 云→221 至→243 去→511 瓜→131 幻→405 糸→406
 离→556
 俊酸唆 能態罷
- 403 冫 司詞飼伺嗣 羽翌習翼翻翁扇 曜→422
 冫 幻 成盛誠城 鳥馬為→009 局→434
 刀 刀召沼詔昭照紹招超 切窃解潔契喫留賢刃 分盆貧頒粉紛 寡
 券
 刃忍認
- 404 冫 慶
 冫 登澄燈癸廢
 冫 予預野序 矛柔務霧 疑凝擬 踊通痛 勇 令→432
 冫 婿旋礎 疑凝擬 疎
 了 了蒸 子猛孤孫孔 好 学享郭熟字乳浮遊季厚孝教酵存 承
- 405 乙 乙乾 迅 飛 冗→336 風→336 九→542
 乙 災巡
 乙 刻劾該核 幻幼後 玄畜蓄率弦 幽幾機 慈滋磁
 鄉響擁
- 406 糸 糸 繕織締絞縮統紡紋繼 緩総紛絵給縦維綿線紙約絶終絡縫級
 紅編 網綱線絹細組 紹紀縁緑 糾経練紳純納結統緒織績紺緯
 繁緊紫累索素潔繭 系係孫懸
- 421 冫 暇
 冫 己忌選改記配紀起妃 包飽砲胞抱 港遷卷圈
 冫 弓彈弦引張強窮灣 弱 弔 弟第 費沸
 冫 侯候

- 422 𠃉 躍躍 浸侵寢 婦掃婦 尋 雪当 穩隱急 興
 𠃉 緣 錄綠
- 431 凵 画 齒齡 凶惱惱胸離 山→304
- 432 冂 卸御印仰抑迎 柳 卵 即節却脚 令領冷鈴齡零命 服報
 冂 腕犯範危
- 433 冂 隊墜隣陪障防院 隱陰除險附陶陷隆降際 隔階陞 陽阻限陣陳陵
 陸隨墮
 部郊郭郎廊 邸郵邪 鄉響邦都郡
- 434 尸 遲層履尾属囑尼漏尉慰屋握尿居刷屈掘展屆殿
 尺尽昼沢沢积馱馱 局 壁癖避
 尸 声 肥色絶
- 435 尸 暇 官館棺管遣 帥→135
 民眠
 尸 倉創 退懇壘銀恨眼限根 良→044 門→346
 既慨概 即節 鄉響爵 良→044 食→130

5 十

- 501 十 十博協計針迅賊 準卒率粹碎醉
 索 南猷
 古克故枯居苦固個箇湖敵滴摘嫡適 朝潮幹乾 直值殖置 真鎮慎
 德聽 懷壞
 支岐技枝鼓 燒曉憤噴墳奔
 早草 章彰障 卓悼 辛辭壁癖避宰
- 502 寸 寸討对付符府腐附射謝耐冠尉慰村樹封 守狩尊遵導將獎
 辱尋爵 得鬪 寺詩侍待特時持等 專 縛博薄簿
 寿鑄 团
- 503 才 才財材閉

- 扌 接摘抗擁撤扞撤擗控擦 搖援授採拾捨折抑抵推携拍拘抱拋換扱
 拓打拒撰振指批擬拜 抄排撲探揮投操損担提揚揭撮押 扌招掃
 掘握扱 技描捕搜持掛拷措拔扶拙
- 504 木 求救球 茶 述術 余→103
- 木 木林禁礎麻魔摩歷曆 森 查漆 桜様楼校核柱棺 松檢枚梅権析
 柳格橋株 杯板柎朽極柄標 桃机欄相想箱霜 札機根概 枯植
 枝村材模棋樹横構棒械
 染栄新薪親案築彩採菜集楽薬 深探 燥繰操
 柔某謀媒棄葉桑栽殺雜架 困 禾→152
- 505 米 米隣類数楼 料粒粧糖粉粘糧粗精粹迷断繼 菊齒齡奥肅
 采→152
- 本 本体
- 果 果課裸菓菓 業 未→507
- 506 艹 落薄藩荒慌芳蓄薦芝 菜塔茶花荷護穫獲菓菊敬警驚薰 葬芸芋華
 芽 莊藹勤謹難漢嘆夢 草慕暮墓募幕膜模
 寬苗描菓茂蔵臈 蒸 苦葉著英若諾匿莖
 鼻葬弊算弁 戒械 升→151 賁→501 共→513 池→545
- 艹 革庶席度渡 甘某謀媒紺 遭
- 卣 帶滯 棄 世葉 乘剩 垂郵錘睡
- 507 丰 奉 半判伴畔 未味妹魅 末 来 用→334
- 丰 峰縫 邦寿鑄 通 耗耕籍
- 卣 偉緯違衛 瞬舞 手→151 年→122
- 井 井耕罔 費沸
- 508 市 刺策 浦補舖捕
- 巾 束勅整頼瀬速疎 吏使 事
 東凍鍊練陳欄
 車較轄輪輸暫漸軟 軒擊範軸軌輕 陣連庫輩軍輝揮運 載

- 509 中 中忠冲仲衷 患 史 吏→508
 革 貴→522 虫→522 禹→153 巫→236
 申神伸紳搜 車→508 東→508 重→153
 𠂔 逮隸康肅 津律建健筆書 庸 兼謙廉
 唐→523 妻→521 君→553 争→553
- 511 土 土封佳街掛 陵熱勢陸 幸執報達 赤嚇赦 走趣赴起超越徒 去
 却脚法 寺侍待特時持等 遠園 周彫調週
 舍→104 角→334
 增培境坑壇均坂坪場埋城壞墳塔堪域地 社吐
 塗塑壘粧庄 堅陞至致到倒室室屋握 型煙 堂墨墮隊壁陸在 怪
 徑經輕莖 座 墓基
 垂→153 里→349 重→153 告→155
 老考拷者煮都諸緒署暑著孝教醉 裁織栽載
- 512 士 士 志誌款隸 壳詭統尅 吉詰結 喜鼓樹膨 仕壯裝莊
 壬→153
- 513 卍 共供異翼殿選 恭暴爆港 備 展 昔惜錯借措籍 散 淌 黃橫
 卍 欺期棋旗 碁基 勘堪
 卍 薦麗慶
- 514 主 表俵麦素 青靜清情精請晴 害割轄憲責債積績 潔契喫 毒
 生→155 勤→344
 卍 講購構 寒 讓釀孃
- 521 亩 惠穗 專 敷 縛博簿薄 遭 浦→508
 圭 妻
- 522 虫 貴遺遺
 虫蚊觸融独蛮蚕強濁騷風繭
- 523 由 由油抽軸宙笛屈 画演黃橫
 曲 曲豐農濃 典

- 主 唐糖
 531 𠂇 左佐惰 存在 友拔髮 有右→542
 532 大 大奮奪誇奔 奇騎寄 美類突奧臭喚換衡淚癸
 膜模慕暮墓募幕 契喫 器遷參慘 因恩姻
 太 犬獸伏然燃狀默猷獄 僚療寮
 丈 丈 吏→508
 尢 就
 533 夫 夫替潛贊規扶鷄 失→154 天→251 難→344
 券 卷圈 騰騰勝 岐狹 来 半→007
 夬 奏泰春奉棒実
 央 央映英 決快
 534 七 七切窃 池→545
 弋 氏婚紙 邸低抵底 民眠
 式試代袋貸 弋武賦
 535 戈 伐闕 惑域 賊 戒械 戰戲 幾機 識職織 裁織栽載
 我餓義議儀儀 茂 滅感憾滅威歲 成盛誠城 越
 𠂇 浅錢殘踐
 541 乂 希殺凶惱胸離 刈 氣 囟
 父交郊効絞校較 文齋劑濟対紋蚊
 数敵放倣徹撤敏繁修激牧政攻敢敵啓致 弊幣微徵懲改務霧敗故枚
 救敬警驚整敷赦教散 𠂇
 542 𠂇 右若 有賄随髓墮 布怖希 左→531
 九 九 粹碎醉雜染軌究 丸熟執熱勢
 力 偉緯違衛
 為偽
 543 ㄥ 必泌秘密 鈍純
 丿 獺猶獄狩狂猛犯獲独狹

- 544 又 又双桑 怪径経軽茎騒 叙祭察擦 取趣最撮叔淑寂督 緊堅賢極
 収奴怒努
 隻護獲獲 反飯仮版販坂板返 受授 浸侵寢 没設役般盤搬段鍛
 毆殿投殺穀擊 疫 漫漫 報服 暇 度渡 搜
 友拔髮
 支岐技枝鼓 皮波婆被彼破疲
- 545 彳 延誕 廷艇庭 建健 各→144
 也 池他地施
- 551 丹 丹 冊
 母 衰 貫慣
- 552 女 女 嫡孃妨姉嫁娘 婚妊姓娠矩 妙如娛姻始妃婿好婦 媒妹 奴
 怒努 安案宴 姿婆桜教接 腰妥委要威妻
 母 母 每敏繁海悔侮梅 毒 貫→551
- 553 冫 君群郡 争淨静 唐糖 津律建健筆 書 肅 逮隸康 庸
 妻 事 兼謙廉
 斗 糾叫 収 卑碑
 鈍純 出拙屈掘 逆塑
- 554 力 力脅協 加架賀効効励功 動勳働勘勸勉 筋助幼勤勘勅 勞勝務
 霧 劣男勇虜募勢努 韋→542
 也 池他地施
- 555 巾 幅帳帆帽 帥師 市肺姉帝締席飾綿常幣 婦掃婦刷幕帶滯 布怖
 希
 尸 皮波婆被彼破疲 沈 確
- 556 内 内納丙柄病肉腐 離 属囑 愚偶遇
 冉 再 講購構

(終)

この表は、覆刻に当たって部分的に多少の修正を施した。(筆者)

国語施策沿革資料 12

漢字字体資料集(諸案集成2・研究資料)

平成9年1月17日

編集・発行 文化庁

(文化部国語課)

郵便番号 100

東京都千代田区霞が関三丁目2番2号

TEL (03) (3581) 4211
